

在日台湾人外登証の国籍是正に関する要請書

貴省入国管理局の内規（外国人登録事務取扱要領）により、外国人登録における在日台湾人の国籍は「台湾」ではなく、在日中国人と同様「中国」となっており、中華人民共和国国民として扱っている。そのため在日台湾人に交付する「外国人登録証明書」の国籍表記は「中国」であり、その結果、学校、職場、日常社会において中国国民と誤解されるなど、さまざまな障害に直面している。

そもそも外国人登録の目的は「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって公正な管理に資する」（外国人登録法第一条）ことにある。よってこのような身分関係を不明確にする措置は、明らかに同法違反であるとともに、同法の「公正な管理」の原則に反し、在日台湾人に不公平な精神的差別をもたらすものだ。

ところが、貴省が作成した人権擁護法案では、「台湾人の外国人登録に『中国』と記載する行為が人権侵害であるとする申告」の場合は調査を開始しない類例の一つとして挙げられた事実があるなど、貴省が加害者たる入国管理局の保護を図ろうとしているかに見える。

日本政府は台湾を中華人民共和国の領土とは認めておらず、台湾国民を中国国民と同一国民とするのは大きな誤りだ。

よって本会は貴省に対し、在日台湾人の国籍を「台湾」とするよう、速やかに訂正を行うよう要請する。

以上

平成二十年十月十六日

日本李登輝友の会

会長 小田村 四郎

法務大臣

森 英介 殿